



県道 若栗生地線	黒部市飯沢 223番5から	変更前	最大 15.2 最小 13.9	157.4	新川土木 センター 入善土木 事務所
	黒部市飯沢 231番3まで	変更後	最大 31.3 最小 14.4	157.4	
県道 小杉櫛山新 線	下新川郡入善町櫛山 869 番から	変更前	最大 23.2 最小 12.1	116.7	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡入善町櫛山字北 経塚5518番7まで	変更後	最大 28.5 最小 13.1	116.7	
県道 小杉吉谷線	富山市婦中町平等 6番2 から	変更前	最大 49.5 最小 8.9	188.1	富山土木 センター
	富山市婦中町平等 6番16 まで	変更後	最大 47.7 最小 8.9	188.1	

## 富山県告示第404号

### 道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月2日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和4年12月2日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
----------------	-----	---------	------

県道 魚津生地入善線	黒部市石田字林割6928番2から 黒部市石田字林割6922番7まで	令和4年12月2日	新川土木センター入善土木事務所
県道 若栗生地線	黒部市飯沢 223番5から 黒部市飯沢 231番3まで	令和4年12月2日	新川土木センター入善土木事務所
県道 小杉櫛山新線	下新川郡入善町櫛山 869番から 下新川郡入善町櫛山字北経塚5518番7まで	令和4年12月2日	新川土木センター入善土木事務所
県道 小杉吉谷線	富山市婦中町平等6番2から 富山市婦中町平等6番16まで	令和4年12月2日	富山土木センター

管理規程

富山県企業局事務決裁規程の一部を改正する管理規程を公表する。

令和4年12月2日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県公営企業管理規程第5号

富山県企業局事務決裁規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局事務決裁規程（昭和62年富山県公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は専決権限を有する者が、管理者」を削り、同条第2号中「専決権限を有する者が、」を削り、「事務について」の次に「、常時管理者に代わって」を加え、同条第3号中「専決権限を有する者が、」を「専決の権限を有する者が」に、「この管理規程に定める者が」を「これらの者に」に改め、同条第4号中「専決権限」を「専決の権限」に改め、同条第6号中「第2号」を「第3号」に改める。

第3条中「（以下「決裁権者」という。）」を削る。

第4条を次のように改める。

(管理者の決裁事項)

**第4条** 管理者は、おおむね次の各号に掲げる事務を決裁する。

- (1) 地方公営企業の運営の基本方針に関する事。
- (2) 重要な事業の計画又は実施方針に関する事。
- (3) 予算の原案作成に関する事。
- (4) 決算の調製に関する事。
- (5) 条例の制定又は改廃案の作成に関する事。
- (6) 重要な管理規程の制定又は改廃に関する事。
- (7) 行政組織に関する事。
- (8) 附属機関の設置に関する事。
- (9) 職員の分限、懲戒及び重要な表彰に関する事。
- (10) 課長相当職以上の職員の任免に関する事。
- (11) 企業局長（以下「局長」という。）の旅行命令（5日以上のものに限る。）及び復命の受理並びに休暇、欠勤その他服務に関する事。
- (12) 労働協約の締結に関する事。
- (13) 個人又は法人その他の団体からの寄附金のうち1件300万円以上のものの受入れに関する事。
- (14) 次に掲げる事項の支出負担行為に関する事。
  - ア 1件2億円以上の貸付金の決定
  - イ 1件2億円以上の積立金、負担金及び交付金の決定
  - ウ 重要な新規事業に係る調査、設計等の委託及び重要な局有施設の管理の委託（新たに委託するもの又は委託を継続するに当たって重要な変更があるものに限る。）の委託料の決定
  - エ 1件5億円以上の工事の施行及び変更
  - オ 1件7,000万円以上の用地買収及び補償の決定
- (15) 1件の帳簿価額1億円以上の固定資産の用途の変更若しくは廃止、所属換え、撤去、譲与又は廃棄に関する事。
- (16) 1件の帳簿価額7,000万円以上の固定資産の売却（土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）に関する事。

(17) その他重要な事項の決定に関する事。

第5条中「本局の課長」を「課長（本局の課長をいう。以下同じ。）」に、「及び出先機関の長」を「、出先機関の長及び出先機関の支所長」に改め、「第1」を削る。

第6条中「第1」を削り、「専決者」を「専決の権限を有する者」に改める。

第7条中「第1」を削る。

第13条第1項中「、所長代理が」を「当該出先機関の次長又は所長代理が」に改め、「所長代理もまた不在のときは、」を「次長及び所長代理もまた不在のときは」に改め、同条第2項中「所長代理」の前に「次長、」を加え、「出先機関の長の」を「出先機関の長が」に改める。

第14条中「決裁権者」を「管理者又は専決の権限を有する者」に改める。

第15条中「上司の閲覧」の前に「起案文書について」を加える。

第17条第1項中「事案の内容が」の次に「本局の」を加える。

第18条の見出し中「回議事案」を「回議に係る事案」に改め、同条第1項中「とのわかない」を「整わない」に改める。

別表の1の表を次のように改める。

1 局長専決事項
(1) 地方公営企業の運営に関する事項の処理に関する事。
(2) 附属機関の委員の任命に関する事。
(3) 管理規程の制定又は改廃に関する事。
(4) 公文書の開示の決定に関する事。
(5) 保有個人情報の開示の決定に関する事。
(6) 表彰に関する事。
(7) 職員（課長相当職以上の職員を除く。）の任免に関する事。
(8) 告示、公告及び定例報告に関する事。
(9) 訴訟及び和解並びに審査請求その他の不服申立てに関する事。
(10) 次長、参事及び課長の旅行命令及び出先機関の長の県外旅行命令に関する事。
(11) 次長、参事、課長及び出先機関の長の復命書の受理に関する事。

- (12) 次長、参事及び課長の勤務時間及び休憩時間の割振り、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び特殊勤務並びに休暇及び欠勤に関する事。
- (13) 管理職員特別勤務手当の支給に関する事。
- (14) 1件1,000万円以上の収入（定期的な収入を除く。）の調定及び通知に関する事。
- (15) 過年度に属する経費を予備費から支出する事。
- (16) 企業局の用に供する資産の使用、貸付に関する事（課長の専決事項に係るものを除く。）。
- (17) 個人又は法人その他の団体からの寄附金のうち1件300万円未満のもの受入れに関する事。
- (18) 次に掲げる事項の支出負担行為に関する事。
- ア 1件2,000万円以上の物品の取得及び労力その他の供給
  - イ 1件20万円以上の食糧費及び諸費
  - ウ 1件300万円以上2億円未満の貸付金
  - エ 1件100万円以上2億円未満の積立金、負担金及び交付金
  - オ 1件2,000万円以上の委託料
  - カ 1件3,000万円以上5億円未満の工事の施行及び変更（軽易な変更により管理者の決裁事項となるものを含む。）
  - キ 1件3,000万円以上7,000万円未満の用地買収及び補償
  - ク 管理者の決裁に係る支出負担行為の軽易な変更
- (19) 物品の取得に係る次の事項に関する事（課長及び出先機関の長の専決事項に係るものを除く。）。
- ア 入札及び契約の保証金の収納又は還付
  - イ 納入の延期
- (20) 工事に係る次の事項に関する事（課長及び出先機関の長の専決事項に係るものを除く。）。
- ア 工事請負予定価格の設定
  - イ 入札及び契約の保証金の収納又は還付
  - ウ 着手若しくは完成の延期又は中止



---

富山県警察機動センター用物品（事務机等） 一式

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年3月30日

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和4年富山県告示第138号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県内に本店又は営業所等を有する者であること。ただし、営業所等は、当該営業所等の代表者に見積り、契約等に関する一切の権限が委任されている者であること。

(3) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査の結果、A又はBの等級に格付けされている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和4年富山県告示第138号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札参加申込書及び入札説明書で定める書類（以下「入札参加申込書等」という。）を(3)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した入札参加申込書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

---



---

(3) 入札参加申込書等の提出期限

令和4年12月13日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書、入札参加申込書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の  
交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

令和4年12月2日から同年12月9日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）  
の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場  
所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出期限

令和4年12月21日 午後1時30分

(4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着と  
すること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

令和4年12月21日 午後1時30分

(2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 202会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、  
開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までにその旨を4(1)の機関  
に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

---

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係ない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。